

## ○災害時等における物資の供給協力等に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、大洲市域で地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等に甲及び乙が相互に協力して、物資の安定供給等を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、乙が大洲市域に有する店舗の駐車場を被災者の避難所として必要とするときは、乙に対して提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資又は調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、「災害時における協力要請書」（別記様式）により行うものとする。ただし、甲が緊急を要するときは、電話その他の連絡手段を使用して要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が提供した物資、運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、乙が物資の提供及び運搬を終了した後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について、報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

第9条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上、決定する。

（支援体制の整備）

第10条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成26年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し文書による終了の意思表示がないときは、協定期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月14日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1  
大洲市  
市長

乙 愛媛県松山市美沢1丁目9番1号  
ダイキ株式会社  
代表取締役社長執行役員